

韓国における青少年保護のための インターネット規制と運用

2012年3月

独立行政法人 日本貿易振興機構

本報告書に関する問い合わせ先：
日本貿易振興機構(ジェトロ)
調査企画課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32

TEL: 03-3582-5544

FAX: 03-3582-5309

email: ORA@jetro.go.jp

【免責条項】

ジェトロは、本書の記載内容に関して生じた直接、間接的若しくは懲罰的損害及び利益の喪失については、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性を知らされている場合であっても同様とします。

(C)JETRO 2012

本報告書の無断転載を禁ずる

アンケート返送先 FAX
03-3582-5309
email: ORA@jetro.go.jp

日本貿易振興機構 調査企画課宛

● ジェトロアンケート ●
「韓国における青少年保護のためのインターネット規制と運用」
に関するアンケート

ジェトロでは将来の市場として、潜在的需要が高い可能性のある国や地域のマーケット情報を日本の中堅中小企業の方々に紹介することを目的に本調査を実施いたしました。報告書をお読みいただいた後、是非アンケートにご協力をお願い致します。

■質問1：「韓国における青少年保護のためのインターネット規制と運用」について、どのように思われましたでしょうか？（○をひとつ）

4：役に立った 3：まあ役に立った 2：あまり役に立たなかった 1：役に立たなかった

■質問2：上記のように判断された理由、また、その他、本報告書に関するご感想をご記入下さい。

■質問3：その他、ジェトロへの今後のご希望等がございましたら、ご記入願います。

■お客様の会社名等をご記入ください。(任意記入)

ご所属	□企業・団体	会社・団体名
		部署名

～ご協力有難うございました～

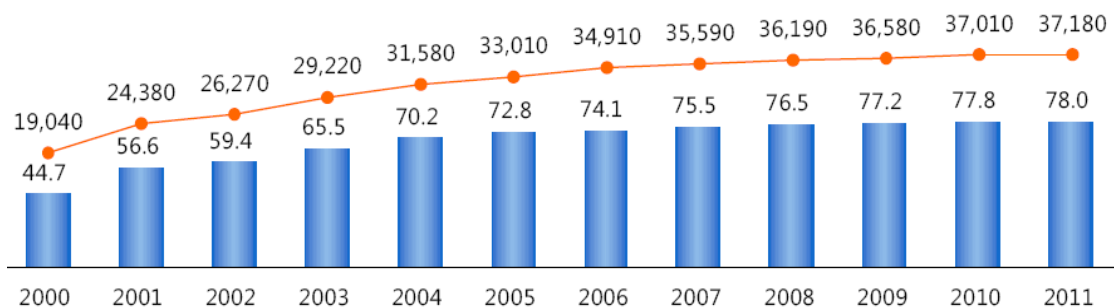
目次

1. 序論	2
2. 韓国インターネット市場における青少年保護関連法及び政策	3
3. インターネット利用保護の通報機関及び関連協会	13
4. インターネット規制に対する政府の関連通報機関	20
5. インターネット規制に対する保護の民間機関及び協会	20

1. 序論¹

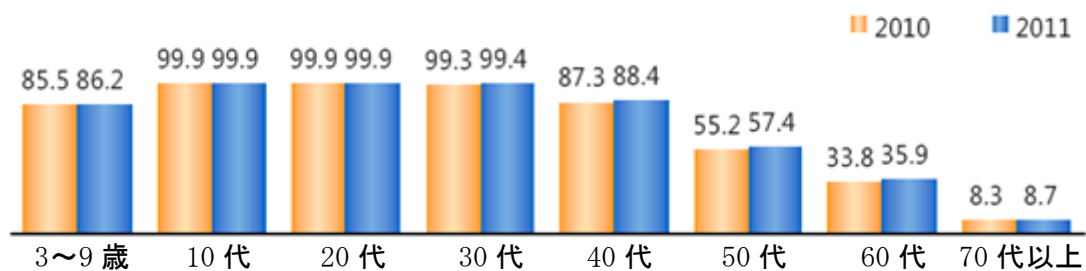
韓国は 1990 年代半ばからインターネットが普及し、2000 年代初めからは急速に発展した。2011 年 7 月現在、満 3 歳以上の人口におけるインターネット利用率（最近 1 カ月以内のインターネット利用者の比率）は 78.0% であり、前年に比べ 0.2% 増加した。インターネット利用者数は 37,180 千名（前年に比べ、170 千名増加）となった。（出所：2011 年インターネット利用実態調査、韓国インターネット振興院）

＜図 1＞韓国のインターネット利用率及び利用者数の変化推移（%、千名）



年齢別インターネット利用率及び利用者数は 10 代（99.9%）、20 代（99.9%）、30 代（99.4%）と若い世代のほとんどがインターネットを利用しており、40 代及び 3～9 歳児童のインターネット利用率もそれぞれ 88.4%、86.2% となった。本調査において主要調査対象である青少年の場合、ほとんどがインターネットを利用しているとみなすことができる。利用者の年齢別構成比を調べてみると、30 代及び 40 代の割合がそれぞれ 21.5%、19.9% と高く、10 代、20 代（それぞれ 17.5%、17.9%）の青年層の割合も 35.4% となった。（出所：2011 年インターネット利用実態調査、韓国インターネット振興院）

＜図 2＞韓国の年齢別インターネット利用率（%）



¹ 本調査はオリジナルは韓国語であり、法律、団体名称で日本語化されているものは仮訳である。

2. 韓国インターネット市場における青少年保護関連法及び政策

1) 青少年保護関連法

(1) 情報通信網利用促進及び情報保護などに関する法律

「情報通信網利用促進及び情報保護などに関する法律」は情報通信網の利用促進、利用者の個人情報の保護、健全かつ安全な利用環境をすることにより国民生活の向上と公共福利の増進に寄与することを目的としている。²

<表 1> 「情報通信網利用促進及び情報保護などに関する法律」第 44 条の 7 における違法情報規定

区分	主要内容
第 1 号 (わいせつ)	わいせつな符号、文言、音響、画像又は映像を配布、販売、賃貸するか、公然と展示する内容の情報
第 2 号 (名誉毀損)	他人を誹謗中傷する目的で、公然と事実又は虚偽の事実を明らかにし、他人の名誉を毀損する内容の情報
第 3 号 (サイバーストーキング)	恐怖心又は不安感を誘発する符号、文言、音響、画像又は映像を反復的に相手に伝わるようにする内容の情報
第 4 号 (ハッキング、ウィルスの流布)	正当な事由なく、情報通信システム、データ又はプログラムなどを損壊、滅失、変更、偽造又はその運用を妨害する内容の情報
第 5 号 (青少年有害媒体物表示義務の違反)	「青少年保護法」による青少年有害媒体物で、相手側の年齢確認、表示義務などの法令による義務を履行せず、営利を目的として提供する内容の情報
第 6 号 (賭博などの射幸行為)	法令により禁止される射幸行為に該当する内容の情報
第 7 号 (国家機密の漏洩)	法令により分類された秘密などの国家機密を漏洩する内容の情報
第 8 号 (「国家保安法」の違反)	国家保安法で禁止する行為を遂行する内容の情報
第 9 号 (犯罪関連情報)	その他犯罪を目的とするか、犯罪の教示又は幫助する内容の情報

² 以下法律文言は仮訳である。

* 出所：放送通信審議委員会（2011）、2010 通信審議事例集

この法は情報通信網を通じて流通する違法・有害情報から児童・青少年を保護するため、内容選別ソフトウェアの開発及び普及、青少年保護のための技術の開発及び普及、青少年保護のための教育及び広報などを整備するように規定している（第 41 条）。また、情報通信網の青少年有害情報から児童・青少年を保護するため、情報通信サービスの提供者が青少年保護責任者を指定するよう義務化している（第 42 条の 3）。同法の施行令（第 25 条）により、前年度末時点で直前 3 カ月間の一日平均利用者が 10 万名以上であるか、売上額が 10 億ウォン以上であるか、「青少年保護法」による青少年有害媒体物を提供又は媒介する情報通信サービス提供者は必ず青少年保護責任者を指定するよう義務化している。

通信審議は「情報通信網利用促進及び情報保護などに関する法律」の第 44 条の 7 の規定による違法情報を対象に行われる。わいせつ・扇情的、名誉毀損、恐怖心、不安感の誘発、ハッキング、射幸行為、国家機密漏洩、国家保安法違反、犯罪教示・幫助などに関する違法情報が審議の対象となる。放送通信委員会はこのような違法情報に対し、放送通信審議委員会の審議を経て情報通信サービス提供者に該当違法情報の取り扱いを拒否・停止又は制限するよう命じることができる。

（2）青少年保護法

「青少年保護法」は韓国の社会的環境と媒体などを含め、青少年保護を包括的に適用して提示している代表的な法律と言える。この法は 19 歳未満として定義される青少年に有害な媒体物・薬物などの流通と有害業者への出入りの規制、暴力・虐待など、青少年有害行為から保護・救済することを主な目的としている。

「青少年保護法」は映画・演劇・音楽・舞踊及びその他の娯楽的観覧物、電気通信による情報、放送プログラム、新聞と出版物、商業的屋外広告宣伝物などを媒体物として規定し、各々に対する青少年有害媒体物を審議することができるようにしている。各媒体物に関する法律により設置された審議機関は青少年有害媒体物を審議・決定し、該当審議機関がない場合には青少年保護委員会が担当する。これにより、放送と通信に関しては放送通信審議委員会がその役割を担当している。具体的には放送の場合には放送審議委員会、通信の場合には通信審議小委員会が審議を担当する。

「青少年保護法」の第 10 条には、青少年有害媒体物の審議基準を提示している。すなわち、青少年に性的欲求を刺激する扇情的・わいせつな内容、暴力又は犯罪衝動を誘

発する内容、性暴力を含む暴力行為と薬物乱用を刺激又は美化する内容、健全な人格と市民意識の形成を阻害する反社会的又は非倫理的な内容、その他青少年の精神的・身体的な健康に明白に害を及ぼす恐れがある内容について、青少年保護委員会又は各審議機関が青少年有害媒体別に決定することができるのである。

その他、青少年保護のための有害媒体に対する規制を含んでいる法律は「映画及びビデオ物の振興に関する法律」、「ゲーム産業振興に関する法律」などが存在する。特に、「ゲーム産業振興に関する法律」において第4章等級分類のうち、第16条（ゲーム物等級委員会）①ゲーム物の倫理性及び公共性を確保し、青少年を保護するため、ゲーム物等級委員会を設けると明示しており、ゲーム物等級委員会（最近ゲーム物管理委員会に名称を変更中）は青少年有害性確認に関する事項などに関して審議すると明示している。

2) 児童・青少年有害媒体物関連通信審議制度

(1) 通信（インターネット）審議制度の概観及び手続

インターネットを通じて流通する違法・有害情報により多くの副作用と被害事例が続出したため、それを規制するための努力が続いている。インターネットが既存の媒体とは異なり、「脱規制媒体」として認識され、インターネットに対する規制は極めて制限的に行われてきた。しかし、インターネットの否定的な影響が継続して社会的な物議を醸しているため、2000年代後半世界の主要国がインターネットに関する規制の議論を本格的に行うようになった。韓国もインターネットの逆機能の作用を解消するため「制限的な本人確認制」を強化し、一般刑法の処罰より強化された処罰規定を盛り込んだ「サイバー侮辱罪」の新設まで議論されたことがある。現実的に非常に重要であり、継続性をもつ規制が事後審議制度と言える。

インターネットを含む通信部分の審議のため、「放送通信委員会設置法」第21条第3号及び第4号に基いて放送通信委員会の職務を分担し、情報通信網を通じて流通する情報に対する審議を効率良く遂行するため、同法第22条に基いた通信審議小委員会を設置・運営している。通信審議小委員会は「情報通信網利用促進及び情報保護などに関する法律」第44条の7に規定された違法情報の類型別に情報通信網で流通される違法情報と、青少年に有害な情報の事後審議を重点的に担当している。

この他に放送通信審議委員会が委任又は要請した事案、「青少年保護法」による青少年有害媒体物の確認、決定及び決定取消に関する事項を扱っている。通信審議小委員会はまた、不健全な情報の流通防止のための公正な審議基準の成立、効果的な通信事業者の自主的救済方策などの様々な活動を担当する。

放送通信審議委員会は通信審議に関し、通信審議小委員会の他に通信特別委員会を設けている。通信特別委員会は放送通信審議委員会若しくは通信審議小委員会が要請する情報又はその他事項に対する諮問、通信審議に関する委員会規則の制定若しくは改正の提案などを行う。

通信審議の対象は情報通信網を利用し、符号・文字・音声・動画などの形態で公開・流通される違法情報と有害情報である。通信審議小委員会の審議対象に該当する情報は「情報通信網利用促進及び情報保護などに関する法律」の第44条の7による違法情報と青少年に有害な情報などの審議が必要と認められる情報である。

審議手続きは、まず審議対象に対する認知から始まる。審議対象に対する認知は外部の申告、関係機関の申告、放送通信委員会審議要請と審議委員会の自主モニタリングにより行われる。審議部署は審議対象に対する検討の後、まず該当業者に自律規制を要請して審議上程の是非を判断する。自律規制により解決されない審議対象は、委員会の上程を通じて議決家庭を経る。委員会の審議は小委員会及び全体会議を経て、必要に応じて特別委員会の諮問を経る。審議結果は該当業者に通知され、その後履行の有無を監視する事後管理が行われる。

(2) インターネット内容等級制

通信審議小委員会が主導して実施する公的な通信審議制度の他に、自主的な内容規制方式である「インターネット内容等級制」がある。このサービスは放送通信審議委員会が2001年9月に開発し、現在まで提供している。インターネット内容等級サービスは(1)情報提供者が自社のコンテンツを放送通信審議委員会が提示した等級基準によって分類して表示するもの、(2)わいせつ・暴力などのインターネット有害情報に関する認証機関(放送通信審議委員会)が提供するもの、(3)このような等級内容を選別できるソフトウェアの設置と使用により構成される。これにより無害な情報はアクセスを許容され、児童・青少年に有害な等級をもつ情報のアクセスは遮断されるようになる。この制度は情報提供者の自主性を重視し、利用者の選択権を保障する方式と言える(出所:2010放送通信審議年鑑、放送通信審議委員会、2011)。

インターネット内容等級制の等級分類基準は、大きく分けて暴力、セックス、露出、俗語、麻薬使用助長、武器使用助長、賭博、飲酒助長、喫煙助長などがある。情報提供者はインターネット等級サービスホームページ(<http://www.safenet.ne.kr/>)上で、この基準によって自社の情報等級を登録することができる。「第3者等級表示」とは第3者、すなわち政府又は関連認証機関が海外のわいせつ・暴力などに対してインターネット有害情報等級を表示し、それをデータベース化して構築し、情報利用者に提供することを意味する。

放送通信審議委員会は、情報利用者が容易に内容を選別できるよう計14個のフィルタリングソフトウェアを提供している。このようなソフトウェアの累積配布件数は2002年から2009年まで約320万件に上る(出所:2010放送通信審議年鑑、放送通信審議委員会、2011)。

露出・性行為・暴力・言語の範疇はその深刻さの程度により、0~4等級に分けて計5等級に区分される。麻薬使用助長、武器使用助長、賭博、飲酒助長、喫煙助長は等級基

準に該当情報の存在有無のみを区別するようにしている。

等級基準による年齢別区分は映画や放送などの既存の他媒体が利用しており、実際には内容選別ソフトウェアを管理する父兄や教師などの青少年保護者が、情報解読能力が低いという点を考慮して年齢別（学年別）に容易に情報を選択できるよう基準を提示して勧奨している。

3) 青少年保護関連インターネット政策

(1) シャットダウン制 (shutdown)

シャットダウン制とは、16歳未満の青少年に深夜時間のインターネットゲームの提供を制限する制度を意味する。青少年のインターネットゲーム中毒を予防するために整備された制度である。利用時間を定めたことにより、シンデレラ法とも呼ばれる。2011年5月19日に導入された青少年保護法改正案により新設された条項（第23条の3）であり、2011年11月20日から施行された。指導期間を経て2012年から取締りを実施するようになる。主務部署は女性家族部である。シャットダウン制の骨子は、「16歳未満の青少年に午前0時から6時までの深夜6時間間にインターネットゲームの提供を制限する」ということである。インターネットゲームのサービスを提供する業者は、年齢と本人認証によってこの時間帯の青少年のゲーム利用を強制的に遮断しなければならない。この制度はインターネットを利用するPCオンラインゲームとCDを通じてアクセスするPCパッケージゲームにおいて優先的に適用される。スマートフォンやタブレットPCを通じたモバイルゲームの場合、青少年が現時点でモバイル機器をそれほど携帯していないことから深刻な中毒の恐れがないという意見を反映し、2年間適用を猶予した。

個人情報に要求するゲームはすべてシャットダウン制の適用を受け、個人情報を要求しないゲームのうち、追加利用料がかかる場合にもシャットダウン制の適用を受ける。ただし、「スタークラフト1」や「ディアブロ」のように個人情報を要求せず、追加利用料がない場合、また「プレイステーション」や「任天堂Wii」のようにオンラインアクセスが必要のないコンソールゲーム機は自由に利用できる。シャットダウン制の適用から除外されたゲームについては、2012年11月19日までに青少年有害性の有無を評価して適用するか否かを再度決定し、その後2年毎に再評価して適用範囲を適用することになる。一方、この制度は青少年の基本権を侵害するという論議と実効性に対する疑問、ゲーム業界の反発をもたらしたこともあった。

(2) クーリングオフ制 (Cooling Off)

青少年のゲーム中毒予防のため、教育科学技術部が作ったゲーム制限制度である。青少年利用者がゲームを始めてから2時間が経つと自動的にゲームが終了し、10分後1回に限り再接続が可能となり、ゲームを始めてから1時間経過すると周期的に注意警告文を表示させるという方法が検討され、2012年2月に議員立法が検討された。（2012

年 4 月補遺 業界からの強い反発もあり 2012 年 4 月現在本件はペンディング中)

(3) インターネットグリーン認証制

インターネットグリーン認証制とは、インターネット中毒を予防するため、サイトに「グリーンインターネット認証」マークを付与する制度を意味する。韓国の行政安全部は 2011 年 11 月に「インターネット中毒の予防と解消に必要な措置を施した情報通信サービスに「グリーンインターネット認証」マークを付与するなど、インターネット中毒防止などを主要内容とする国家情報化基本法の改正案が国務会議を通過した」とし、「インターネット中毒の解消に関する総合計画を 3 年毎に樹立し、それに対する詳細な推進計画を毎年樹立する方針である」と話した。

情報通信倫理強化を通じた保護対象も広がる。「健全な情報通信倫理を確立するため、不健全な情報から保護すべき対象」が「青少年」に限定されたが、法改正案が通過したことにより「国民」に適用が拡大される。

張・グァンス行政安全部情報化戦略室長は「グリーンインターネット認証制度が、業界の自主的な努力を誘導する対案として活用できるものと考えられる」とし、「ウェブアクセス品質認証は虚偽表示などでもたらされる市場の混乱を防止することはもちろん、認証制度の公信力と安定した運営に役立つと考えられる」と話した。

(4) その他

まだ導入されてはいないが、最近議論中のインターネット関連青少年保護政策として教育科学技術部と女性部による四半期別ゲーム物合同調査の結果を通じてゲーム物審議に反映する方策、青少年利用ゲームの月間利用金額を制限する制度と青少年のゲームアイテムの取引制限について議論している。

<参考1> 青少年保護法施行令

「施行 2011. 11. 20」「大統領令第 23300 号、2011. 11. 17、一部改正」

第 18 条の 2 (評価及び改善などの措置)

- ① 女性家族部長官は法第23条の3第2項による深夜時間帯のインターネットゲーム(法第23条の3第1項によるインターネットゲームを意味する。)の提供時間制限対象のゲームの範囲が適切であるか否かを評価するため、次の各号の事項を定めなければならない。
 1. ゲームの種類、内容及び使用する機器などを考慮した評価対象ゲーム
 2. ゲームの過剰な利用を誘発する要因などの評価事項
- ② 女性家族部長官は第1項による評価のため、青少年インターネットゲーム中毒の予防に識見を有する者で、青少年・情報通信・ゲーム・教育・相談・医療などの分野に従事する専門家及び文化体育観光部所属公務員など、15名以内で構成された評価諮問団を女性家族部に設けることができる。
- ③ 女性家族部長官は第1項及び第2項により評価した結果を元に、深夜時間帯インターネットゲームの提供時間制限対象ゲームの範囲を調整するなど、改善の措置を取らなければならない。

第 18 条の 3 (インターネットゲーム中毒などの被害青少年の支援) ①女性家族部長官は法第 23 条の4により次の各号の事業を遂行することができる。

1. 青少年のインターネットゲーム中毒の是非診断
2. 青少年のインターネットゲーム中毒予防のための教育・相談及びプログラムの開発・運営
3. インターネットゲーム中毒青少年の治療・リハビリのためのプログラムの開発・運営
4. インターネットゲーム中毒青少年の治療・リハビリのための協力病院の指定
5. 「青少年基本法」第22条による青少年相談士などに対するインターネットゲーム中毒専門相談教育

第 42 条 (深刻なインターネットゲーム中毒の恐れのない機器) 青少年保護法一部改正法律第 10659 号附則第1条但し書きにおいて「大統領令で定める機器」とは次に該当する機器を意味する。

1. 「電気通信事業法」第5条第3項第1号による基幹通信事業者が提供する移動通信サービスを利用する移動通信端末機器

2. 「電気通信事業法」第5条第3項第1号による基幹通信事業者が無線で提供する基幹通信サービスを利用できる携帯用情報端末機器
3. 「ゲーム産業振興に関する法律」第25条第1項第4号によるゲーム機器自体のみでは娯楽を楽しめない機器。ただし、「情報通信網利用促進及び情報保護などに関する法律」第2条第1項第1号による情報通信網を通じてゲームを有料で提供される場合を除く。

◇改正理由及び主要内容

青少年のインターネットゲーム中毒を予防するため、午前0時から午前6時まで16歳未満の青少年に対するインターネットゲームの提供を制限し、インターネットゲーム中毒となった青少年の治療・リハビリなどを支援するようにするなどの内容で「青少年保護法」が改正（法律第10659号、2011. 5. 19. 公布、11. 20. 施行）されたことにより、深夜時間帯に提供が制限されるゲームの範囲の適切性評価及びその改善などの措置に関する具体的な事項、インターネットゲーム中毒となった青少年に対する詳細な支援方策と、インターネットゲームのうち深夜時間帯に提供制限が2年間猶予されるゲームの範囲など、法律で委任された事項及びその施行に必要な事項を定めることが目的である。

* 出所：法制処提供、本調査機関の再編集

3. インターネット利用保護の通報機関及び関連協会

1) インターネット利用関連の通報機関－サイバー警察庁

韓国のインターネット問題に関する最も代表的な通報機関としては警察庁サイバーテロ対応センター（☎1566-0112、<http://www.netan.go.kr/>）がある。サイバー捜査隊又はサイバー警察庁と呼ばれ、犯罪捜査及び追跡において技術的な流れに歩調を合わせるため、証拠分析、ソフトウェア及び各種先端ハードウェア設備を拡充している。また、各地方警察署のサイバー犯罪捜査隊、公的機関、産業施設、研究機関及びインターポール会議国と共助捜査体制を整えるなど、サイバー犯罪対応システムを構築している。

＜表2＞韓国のインターネット関連犯罪の状況

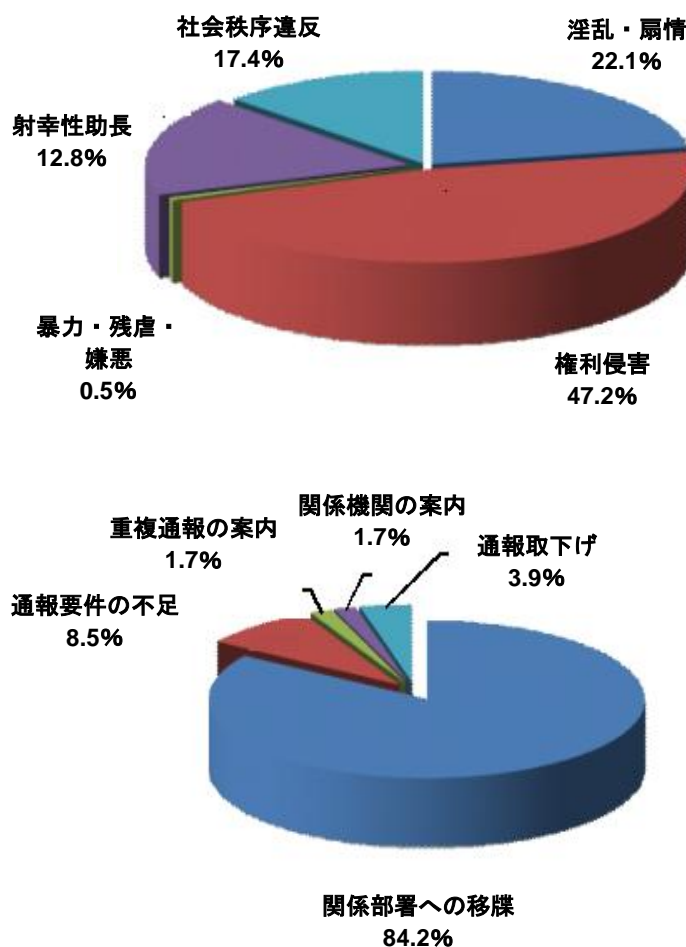
	総計		サイバーテロ型犯罪		一般サイバー犯罪	
	発生	検挙	発生	検挙	発生	検挙
2005	88,731	72,421	21,389	15,874	67,342	56,547
2006	82,186	70,545	20,186	15,979	62,000	54,566
2007	88,847	78,890	17,671	14,037	71,176	64,853
2008	136,819	122,227	20,077	16,953	116,742	105,274
2009	164,536	147,069	16,601	13,152	147,935	133,917
2010	122,902	103,809	18,287	14,874	104,615	88,935

* 出所：サイバー警察庁（<http://www.netan.go.kr/>）

2) 違法、青少年有害情報通報センター (http://www.singo.or.kr/)

違法、青少年有害情報通報センターは放送通信審議委員会の附設機構で、違法、青少年有害情報通報の受付及び処理、結果通知機関として関連被害の相談と自動通報プログラムである「インターネットパランセ」を普及・運営している。最近における機関の動向資料（2009年）を簡単に要約して紹介すると次の通りである。

＜図3＞2009年の違反内容の種類別分布及び処理状況



* 出所：2009 インターネット違法・有害情報通報の動向分析、報道資料、韓国放送通信審議委員会

3) 各種通報センター及び機構の要約

(1) 情報通信網、個人情報侵害通報

- 放送通信委員会 (<http://kcc.go.kr/>)
☎02-750-1114 有・無線電波設備関連請願
- KISA韓国インターネット振興院 (<http://www.kisa.or.kr/>)
☎118 インターネットURL管理及び政策
- KISAインターネット侵害対応センター (<http://www.krcert.or.kr/>)
☎118 情報通信網侵害請願
- KISA個人情報侵害通報センター (<http://privacy.kisa.or.kr/>)
☎118 個人情報流出・侵害請願
- KISA違法スパム対応センター (<http://spam.kisa.or.kr/>)
☎118 違法スパム社団関連請願

(2) 電子商取引関連請願の提起

- ソウル電子商取引センター (<http://ecc.seoul.go.kr/>)
☎02-3707-8360~5 電子商取引企業管理
- 電子取引紛争調整委員会 (<http://www.ecmc.or.kr/>)
☎1661-5714 電子商取引紛争調整
- 韓国消費者院 (<http://www.kca.go.kr/>)
☎02-3460-3000 消費者権利侵害請願
- 著作権保護センター (<http://www.cleancopyright.or.kr/>)
☎1588-0190 著作権侵害請願
- 特許庁知識財産保護センター (<http://www.brandpolice.go.kr/>)
☎1666-6464 知的財産権(偽造商品など)侵害請願

(3) 賭博サイト及び淫乱サイトなどの違法サイトの審議・遮断

- 放送通信審議委員会 (<http://www.kocsc.or.kr/>)
☎1377, 02-3219-5114 違法サイトの遮断
- ゲーム物等級審議委員会 (<http://www.grb.or.kr/>)
☎02-2012-7882 違法ゲームの通報・請願
- 女性家族部青少年保護相談 (<http://1388.kyci.or.kr/>)
☎1388 青少年保護侵害請願

(4) 名誉毀損などのサイバー暴力関連相談

- 放送通信審議委員会名誉毀損紛争調整部 (<http://www.kocsc.or.kr/>)
☎1377 インターネット上の名誉毀損紛争調整
- 女性家族部女性緊急電話 (<http://www.mogef.go.kr/>)
☎1366 女性性暴力などの通報・請願

(5) インターネット利用などに関する相談

- 韓国情報化振興院インターネット中毒対応センター (<http://www.iapc.or.kr/>)
☎1599-0075 インターネット中毒予防相談
- 自殺予防協会 (<http://www.suicideprevention.or.kr/>)
☎02-413-0892 自殺予防インターネット相談

4) インターネット利用保護関連協会

(1) 美しいインターネット環境作り汎国民協議会³

(<http://www.xn--vj4b17em3b.kr/2010/>)

韓国インターネット振興院内の附設機構である美しいインターネット環境作り汎国民協議会は、健全かつ安全なインターネットの利用環境作りのための対国民キャンペーンと、オン・オフライン上で連携したキャンペーンの展開、美しいインターネット環境作りのためのインターネット文化週間イベントの推進、インターネットを通じて寄付文化が広まることにより、美しいインターネット文化の定着と健全なインターネットサービス環境を作るための汎国民的なコンセンサスの形成が目的と言える。協議会に所属されている機関は次の通りである。

<表3>美しいインターネット環境作り汎国民協議会の会員社

区分	機関名	区分	機関名
政府 / 傘下機関 (12)	放送通信委員会	民間 / 協会 / 団体 (32)	情報化マウル中央協会
	教育科学技術部		韓国ブログ産業協会
	法務部		韓国インターネット企業協会
	行政安全部		韓国インターネットマーケティング協会
	文化体育観光部		韓国インターネット専門家協会
	保健福祉部		韓国インターネット振興協会
	女性家族部		韓国インターネットコンテンツ協会
	放送通信審議委員会		韓国インターネット PC 文化協会
	韓国インターネット振興院		韓国障害者リハビリ協会
	韓国教育学術情報院		インターネット倫理実践協議会
	韓国情報化振興院		韓国福祉情報通信協議会
	韓国情報通信産業協会		韓国侵害事故対応チーム協議会
教育界 (3)	ソウル女子大学		大韓民国クリーンコンテンツ国民運動連合
	水原大学		大韓オモニ会中央連合会
	(社)全国学校運営委員連合会		ソウル青少年文化交流センター
メディア (9)	江原道民日報		良いコメントを付けよう運動本部
	南道日報		アイ(児童の意)健康国民連帯
	大邱日報		ユネスコ韓国委員会
	中部日報		情報文化フォーラム

³ 機関名称には仮訳を含む

	中央日報		ハナ銀行
	韓国教育放送公社(EBS)		学校を愛する父兄の集まり
	韓国オンライン新聞協会		父兄情報監視団
	マネートゥデイ		KT 文化財団
	毎日経済新聞社		アジアアフリカ希望機構
ネットワーク提供者 (9)	韓国インターネット自律政策機構		(株)アイティリソース愛の PC 寄贈運動本部
	Daum		インターネット夢希望広場
	KTH		韓国青少年人権センター
	NHN		正しく生きよう運動中央協議会
	SK コミュニケーションズ		インフォレーションゼロ
	KT	スマート開発者協会	
	LG ユープラス	ドゥレウオン	
	SK ブロードバンド	京畿創造学校	
	ハナロドリーム		

* 出所：（<http://www.xn--vj4b17em3b.kr/2010/> ）

(2) 青少年健全インターネット文化造成国民運動本部

(<http://www.cleaninternet.or.kr/>)

青少年が健康に成長できるインターネット文化作りと社会的なコンセンサス拡散のため、青少年団体などを含む社会の各界各層が参加する自律的市民運動を展開する団体である。この団体は韓国少年団体協議会の傘下機構であり、この団体に加入している機関は次の通りである。

<表 4> 青少年健全インターネット文化造成国民運動本部への参加機関

区分	参加機関及び団体
青少年団体及び関連機関	カトリック児童青少年財団、光州青少年団体協議会、グリーンレンジャー、グリーンファミリー・グリーンスカウト連合、基督教青少年協会、南北青少年交流連盟、農村・青少年未来財団、大邱青少年団体協議会、大韓仏教青年会、大韓赤十字青少年赤十字 (RCY)、大韓青少年忠孝団連盟、大韓チアリーディング協会、釜山青少年団体協議会、三洞青年会、ソウルカトリック青年会、城山青少年孝財団、世界道徳再武装 (MRA/IC) 韓国本部、ウリヌリ青年会、仁川青少年団体協議会、全国青少年活動振興センター協議会、全北青少年団体協議会、青少年教化連合会、青少年暴力予防財団、青少年喫煙・飲酒予防協会、タクティンネイル (明るい明日の意)、パラメータ青少年連合会、韓国 4-H 本部、韓

区分	参加機関及び団体
	国 B.B.S 中央連盟、韓国 YMCA 全国連盟、韓国 YWCA 連合会、韓国ガールスカウト連盟、韓国ラボ、韓国ロータリー青少年連合、韓国スカウト連盟、韓国市民ボランティア会、韓国宇宙少年団、韓国ユースホテル連盟、韓国青少年ゴルフ協会、韓国青少年団体協議会、韓国青少年相談院、韓国青少年相談支援センター協議会、韓国青少年修練施設協会、韓国青少年純潔運動本部、韓国青少年スキンスキューバ協会、韓国青少年連盟、韓国青少年連合、韓国青少年財団、韓国青少年活動振興院、韓国航空少年団、韓国海洋少年団連盟、韓国郷土愛青少年奉仕団、韓国環境庁少年団、韓国環境庁少年連盟、興士団、歴代青少年保護委員会委員など
青少年・父兄及び市民団体	家庭を健康にする市民の集まり、大韓オモニ会中央連合会、サイバー外交使節団バンク、良いコメントを付けよう国民運動本部、人間教育実現父兄連帯、青少年特別会議、学校を愛する父兄の集まり、韓国青年有権者連盟など
情報通信企業及び関連機構	IT 女性企業人協会、KT、KTH（パラン）、KT 文化財団、LGU+、NHN（ネイバー）、SKT、SK コミュニケーションズ（ネイト）、ダウムコミュニケーション、ヤフー코리아、インターネット倫理実践協議会、韓国インターネット企業協会、韓国インターネット自律政策機構、韓国インターネット振興院、韓国情報化振興院など
学界・専門家	未来を切り開く青少年学会、正しい科学技術社会実現のための国民連合（科実連）、社団法人韓国青少年学会、ソウルナラティブ研究所、インターネット中毒研究所、全国学校運営委員総連合会、韓国青少年福祉学会、韓国青少年施設環境学会

* 出所：青少年健全インターネット文化造成国民運動本部
 (<http://www.cleaninternet.or.kr/>)

4. インターネット規制に対する政府の関連通報機関

韓国政府又は政府関連機構において、前章で調べた様々なインターネット保護関連政策や施行令などに対する行き過ぎと感じるインターネット規制を通報することができる公式的な窓口を設けていない。参考までにゲーム産業に関する政府の主要関係部署は次の通りである。

1) 文化体育観光部 (<http://www.mcst.go.kr/>)

2) 放送通信委員会 (<http://www.kcc.go.kr/>)

5. インターネット規制に対する保護の民間機関及び協会

1) 韓国インターネット企業協会 (<http://www.kinternet.org/>)

社団法人韓国インターネット企業協会(会長朴・ジュマン、<http://www.kinternet.org/>)は国内インターネット関連の代表企業で構成された非営利団体であり、現在グーグル코리아、ダウムコミュニケーション、ヤフー코리아、イーベイ코리아、SK コミュニケーションズ、KT、NHN など、150 社余りの会員社が加入している。

国内インターネット企業の成長を通じて産業発展に寄与するため、国内外インターネット産業の環境を分析して協会の正しい位置及び長期的な活動方向に対するビジョンを提示する。具体的には、インターネットの活性化及び生態系の発展のための協議体を構成し、そのための実質的な企画と事業推進のための事務局を運営すると共に、共同して協力事業を推進することにより社会貢献ネットワークを推進する。また、韓国インターネット産業における社会的責任を感じ、様々な奉仕と還元プログラムを通じて実質的な役割を果たすための社会貢献及びネットワークを推進する。さらに、インターネット産業研究センターの設立・運営、インターネット産業のイシューレポートの発行、韓国インターネット産業経済編入分析研究、国内インターネットサービスのグローバル競争力の強化、協議会及びワーキンググループの運営を活性化している。会員社の名簿は下表の通りである。

＜表5＞韓国インターネット企業協会の会員社の名簿⁴

会社名	ホームページ
ギャラクシアコムズ	http://www.galaxiacommunications.co.kr
グーグル코리아有限会社	http://www.google.co.kr
グレテック	http://www.gretech.com
グルーポン코리아	http://www.groupon.kr
ナナル	http://www.nanal.co.kr
ナムインターネット	http://www.wemakeprice.com
ノウコム	http://www.nowcom.co.kr
ネオウィズゲームズ	http://www.neowiz.com
ネットヴィル	http://www.netville.co.kr
ネクソン	http://www.nexon.com
ヌリインフォース	http://www.nis.co.kr
ニュー21 コミュニティ	http://www.new21.com
ダナル	http://www.danal.co.kr
ダウムコミュニケーション	http://www.daumcorp.com
ダイレクトメディア	http://www.directmedia.net
デイコムメディアインターネット	http://www.dacommi.com
斗山東亜	http://www.doosandong.com
ドリームウィズ	http://www.dreamwiz.com
デザイングループナイン	http://www.designnine.co.kr
ディジウェーブ	http://www.digiwave.co.kr
マーケットポイント	http://www.marketpoint.co.kr
マクロミル코리아	http://www.macromill.co.kr
モビドットコム	http://www.mobbie.com
モビリアンス	http://www.mobilians.co.kr
ムービスト	http://www.movist.com
ミューレカ	http://www.mureka.co.kr
メディアポート	http://www.pruna.com
ミリオンシステム	http://www.mirion.com
バグダッドウィズ	http://www.bagdadwiz.com
バディバディ	http://www.buddybuddy.co.kr
バグズ	http://www.bugs.co.kr

⁴ URL にはハングル語のみのものもある。URL は 12 年 3 月現在

会社名	ホームページ
ブライモンコミュニケーションズ	http://www.briman.co.kr
ブリザードエンターテインメント有限会社	http://www.blizzard.co.kr
ビージェイモノ	http://www.bjmono.com
ビートゥビーインターネット	http://www.b2binternet.co.kr
サムイルインフォマイン	http://www.samili.com
ソリバダ	http://www.soribada.com
ソフトファミリー	http://www.softfamily.com
ソフトゲート	http://www.softgate.co.kr
ソフトライン	http://www.totorosa.com
ソフトバンクコマース	http://www.softbank.co.kr
ソフトカン	http://www.softcan.com
スペースネット	http://www.spacenet.co.kr
スペクトラ	http://www.spectra.co.kr
ソルリテック	http://www.st.co.kr
シーディネットワークス	http://www.cdnetworks.co.kr
シーヴィネット	http://www.cvnet.co.kr
シーサイ	http://www.craft42.com
シーシーメディア	http://www.ccmedia.co.kr
シーアールスペース	http://www.crspace.com
シージェイインターネット	http://www.netmarble.net
シージェイホームショッピング	http://www.cjmall.com
シンズコリアン	http://www.thingskorean.com
アイサーブ	http://www.folderplus.com
アイシーバンク	http://www.icbank.com
アイエフネットワーク	http://www.ifnetwork.co.kr
アイエムアイ	http://www.imicorp.co.kr
アイオンコミュニケーションズ	http://www.i-on.net
アイコムピア	http://www.icompia.com
アイティメックスワイアイ	http://www.itmexsyi.com
アイハート	http://www.i-heart.co.kr
ヤフーコリア	http://www.yahoo.co.kr
オンリミテル	http://www.nizphone.com
エスケーコミュニケーションズ	http://www.skcommunications.com

会社名	ホームページ
エイウォンエンタープライズ	http://www.aspsol.co.kr
アクセスモバイル	http://www.access-mobile.com
エヌドアーズ	http://www.ndoors.net
エヌシーソフト	http://www.ncsoft.com
エヌエイチエヌ	http://www.nhncorp.com
エヌキャッシュ	http://www.n-cash.net
エムゲーム	http://www.mgame.com
エムグーンメディア	http://www.mgoon.com
エムジェイプレックス	http://www.mjplex.co.kr
延世デジタル	http://www.ydhw.co.kr
イエス 24	http://www.yes24.com
オタス	http://www.ottas.com
オムニテル	http://www.omnitel.co.kr
ワイズキャンプドットコム	http://www.wisecamp.com
ワールドブリッジティエヌティ	http://www.wbweb.co.kr
ウェルカムソフト	http://www.wellcom.co.kr
ウェブステージ	http://www.ozmailer.com
ウィングリッシュドットコム	http://www.winglish.com
ウィンディソフト	http://www.windysoft.net
ウィンスロード	http://www.winsroad.com
ユニウォンコミュニケーションズ	http://www.unione.co.kr
ユービーケア	http://www.ubcare.co.kr
ユーウェイ中央教育	http://www.edutopia.com
イーニュースネットワーク	http://www.etimes.net
イニシス	http://www.inicis.com
イーベイオークション	http://www.auction.co.kr
イーシーマイナー	http://www.ecminer.com
イーシー21	http://www.ec21.co.kr
イジェノドゥ	http://www.exanadu.co.kr
イーカウント	http://www.ecount.co.kr
イトマト	http://www.etomato.co.kr
インサン株式会社	http://www.insanmall.com
インスポット	http://www.e-inspot.com
インクルート	http://www.incruit.com

会社名	ホームページ
インターハウス ⁵	http://www.interhouse.co.kr
インフォテックス	http://www.inforex.co.kr
インフォハブ	http://www.infohub.co.kr
インパクトライン	http://www.impactline.net
ジョブ코리아	http://www.jobkorea.co.kr
ジュウオン航空旅行社	http://www.juwontour.co.kr
ジーアイティ	http://www.automasta.co.kr
ジーエスネオテック	http://www.gsneotek.co.kr
ジーエスホームショッピング	http://www.gseshop.co.kr
チャンシンソフト	http://www.cssoft.co.kr
チャッティビ	http://www.chatv.co.kr
カス	http://www.cas.co.kr
コムトウス	http://www.com2us.com
コムトゥルーテクノロジー	http://www.comtrue.com
コンパスシステム	http://www.compass21.com
ケーアイエヌエックス	http://www.kinx.net
ケーエヌアイテクノロジー	http://www.knitech.co.kr
ケーティ	http://www.kt.com
ケーティハイテル	http://www.kthcorp.com
コレムシス	http://www.remodeling.co.kr
コリアドットコムコミュニケーションズ	http://www.korea.com
コリアンクリック	http://www.koreanclick.com
クライテック	http://www.crytek.com
クリニティ	http://www.3rsoft.com
キウム証券	http://www.kiwoom.com
テンコミュニティ	http://www.ten.co.kr
ツアーエクスプレス	http://www.tourexpress.com
ティマックスソフト	http://www.tmax.co.kr
ティエヌシーテクノロジー	http://www.tnctec.co.kr
ティイーエス	http://www.netfolder.co.kr
チケットモンスター	http://www.ticketmonster.co.kr
パックスネット	http://www.paxnet.co.kr
ファームズネット	http://www.pharmsnet.com

⁵ ホームページ工事中（2012年3月12日現在）

会社名	ホームページ
ファーストデータインターナショナルコリア	http://www.firstdatacorp.co.kr
ピョンリハンセサン	http://www.serviceland.co.kr
フォワードベンチャーズエルエルシー	http://www.coupang.com
フードマース	http://www.foodmerce.com
プロレンス	http://www.prolangs.co.kr
プリズムコミュニケーションズ	http://www.prism.co.kr
フリージーン	http://www.freegine.com
フリーチェル	http://www.freechal.com
プランティネット	http://www.plantynet.com
ハナロドリーム	http://www.hanafos.com
ハナ銀行	http://www.hanabank.com
ハナツアー	http://www.hanatour.com
韓国マイクロソフト	http://www.microsoft.com/korea
韓国サイバー決済	http://www.kcp.co.kr
韓国電子認証	http://www.crosscert.com
韓国情報工学	http://www.kies.co.kr
韓国トレンドマイクロ	http://www.trendmicro.co.kr
ハングルグァコンピュータ	http://www.haansoft.com
暁星 ITX	http://www.hyosungitx.co.kr

* 出所：韓国インターネット企業協会 (<http://www.kinternet.org/>)

2) 韓国ゲーム産業協会 (<http://www.gamek.or.kr/>)

ゲーム産業協会は、ゲーム産業に関連のある社会各分野の機構及び団体との協力活動を拡大し、健全なゲーム文化の拡大及び産業振興の環境を造成するための協会である。優秀な韓国産ゲームを発掘してゲーム開発意欲を鼓吹させるとともに、ゲーム強国のイメージを強化してゲーム産業に対する認識を向上するため努力している。この協会に所属している会社は下表の通りである。

＜表6＞ 韓国ゲーム産業協会の会員社の名簿

順番	区分	会社名	ホームページ
1	会長社	(株)ネオウィズゲームズ	http://www.neowizgames.com/
2	副会長社	(株)ネクソン	http://www.nexon.com/
3		(株)スマイルゲート	http://www.smilegate.com/
4		(株)アクトゾソフト	http://www.actoz.com/
5		(株)エヌシーソフト	http://www.ncsoft.com/
6		(株)エムゲーム	http://www.mgame.com/
7		(株)ウィメイドエンターテインメント	http://www.wemade.com/
8		CJ E&M(株)	http://www.cjenm.com/
9		エヌエイチエヌハンゲーム(株)	http://www.nhncorp.com/
10		理事社	(株)ゲームヴィル
11	(株)グラビティ		http://www.gravity.co.kr/
12	(株)ネオサイオン		http://www.neocyon.com/
13	(株)ドラゴンフライ		http://www.dragonflygame.com/
14	ブリザードエンターテインメント(有)		http://www.blizzard.co.kr/
15	(株)オンゲームネットワーク		http://www.ongamenet.com/
16	(株)ワイディオンライン		http://www.ydonline.co.kr/
17	ワーナーブラザーズコリア(株)		http://www.wbcp.co.kr/
18	(株)コムトウス		http://www.com2us.com/
19	(株)ハイウォンエンターテインメント		http://www.high1ent.com/
20	(株)ハンビットソフト		http://www.hanbitsoft.co.kr/

* 計 91 社の会員社 (会長社 1 社、副会長者 8 社、理事社 11 社、会員社 61 社、特別会員社 1 社、準会員社 9 社)

* 出所 : 韓国ゲーム産業協会 (<http://www.gamek.or.kr/>)

* 反映日 : 2012 年 2 月 1 日

3) 無線インターネット産業連合会 (<http://www.moiba.or.kr/>)

無線インターネット産業連合会は、インターネット関連規制の改善、政策の提案、支援事業の発掘、大中小企業間の協力を通じた共生基盤確立などの様々な事業を遂行しながら国内無線インターネット産業の活性化と会員社の競争力確保に尽力している。全体225社の会員社のうち、役員は下表の通りである。

＜表7＞韓国無線インターネット産業協会の会員社のうち、役員名簿

区分	会社名	ホームページ
会長	ギャラクシアコミュニケーションズ(株)	http://www.galaxiacommunications.co.kr/
副会長	SK プラネット(株)	http://www.skplanet.co.kr/
副会長	(株)KT	http://www.kt.com/
副会長	(株)LG ユープラス	http://www.lguplus.com/
副会長	三星電子(株)	http://www.samsung.com/sec/
副会長	LG 電子(株)	http://www.lge.com/
副会長	NHN(株)	http://www.nhncorp.com/
副会長	(株)ゲームヴィル	http://www.gamevil.com
副会長	リアルネットワークアジアパシフィック(株)	http://www.real.com/international
副会長	(株)コムトウス	http://www.com2us.com
副会長	(株)フィリンク	http://www.feelingk.com
監査	(株)ネッツ	http://www.nets.co.kr
理事	韓国インターネット振興院	http://www.kisa.or.kr

出所：韓国無線インターネット産業協会ホームページ (<http://www.moiba.or.kr/>)

韓国における青少年保護のためのインターネット規制と運用

2012年3月発行

著作・発行 日本貿易振興機構（ジェトロ） 海外調査部

〒107-6006 東京都港赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6階

Copyright © 2012 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載